

## 第30号議案

春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月6日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

校庭に係る照明を設置していない春日市立小学校の校庭に新たに照明を設置することに伴い、当該照明に係る使用料を定めること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例

春日市立学校校舎校庭使用料条例(昭和54年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

使用料(1時間当たり)

施設		施設使用料	照明料
体育館、柔道場、剣道場及び多目的教室		550円	110円
校庭	中学校	550円	1,650円
	春日市立春日東小学校		
	春日市立春日原小学校		
	春日市立春日西小学校		
	春日市立春日南小学校		
前項に掲げる小学校以外の小学校		550円	110円
特別教室		550円	110円

別表備考1を次のように改める。

- 1 使用料の額は、この表に定める施設使用料の額と照明料の額とを合算した額(照明を使用しない場合にあつては、施設使用料の額)とし、使用する施設ごとに算定するものとする。

別表備考中3を4とし、同表備考2の次に次のように加える。

- 3 校舎校庭を使用する者のうち春日市民及び春日市内の事業所に勤務する者以外の者の割合が2分の1を超える場合の使用料の額は、1に規定する使用料の額に当該使用料の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市立学校校舎校庭使用料条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料について適用し、施行日前の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。  
(春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例(平成31年条例第5号)の一部を次のように改正する。  
附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。
- 5 春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例(平成31年条例第6号)の一部を次のように改正する。  
附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。